

証券取引法等の一部を改正する法律案の概要

金融資本市場の基盤整備を進める観点から、以下の措置について今通常国会に法案を提出。

(注)これらの事項は、金融審議会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成15年12月24日)を踏まえて措置されるもの。

誰もが投資しやすい市場の整備 ~ 多様な投資家の幅広い市場参加の促進 ~

銀行等による株式等(株式、社債、外国債等)の
売買の証券会社への取次業務(証券仲介業務)の
解禁

投資家の信頼が得られる市場の確立 ~ 市場の公正性・透明性の確保 ~

市場監視機能・体制の強化(課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等)

ディスクロージャーの合理化(目論見書(説明資料)の合理化等)

組合理型ファンド(投資事業有限責任組合等)への投資家保護範囲の拡大

効率的で競争力のある市場の構築 ~ 市場の安定性・効率性の向上 ~

証券会社による顧客の注文の執行にあたり最良執行義務を導入 等